

東京農工大学長期履修規程

(平成30年4月1日教規程第2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、東京農工大学学則(以下「学則」という。)第81条の3第1項の規定に基づき、学則54条に規定する標準修業年限(以下「修業年限」という。)を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修する長期履修(以下「長期履修」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(長期履修期間等)

第2条 長期履修期間は、学則第55条に規定する在籍年限を超えない範囲において、1年を単位として認める。ただし、学則第46条第2項に規定する一貫制博士課程にあっては、長期履修の開始時における在学期間に6年を加えて得た期間を限度として認める。

2 前項の規定にかかわらず、就業環境等の変動又はやむを得ない事情がある場合、許可を得て長期履修期間を短縮することができる。

(対象者)

第3条 長期履修の対象者は、学則第46条第2項に規定する博士後期課程、一貫制博士課程(3年次から5年次までに限る。)及び4年制博士課程並びに同条第4項に規定する後期3年の課程のみの博士課程に在籍する学生のうち、職業(非常勤の職にある者は、週30時間以上勤務していること。)を有している者及びその他学長が認めた者とする。

(申請資格)

第4条 長期履修を申請できる者は、前条に規定する者のうち、修業年限で修学が困難であると認められる者とする。ただし、修業年限の最終年次以降に在学する者を除く。

(長期履修の取りやめ)

第5条 長期履修を認められた者(以下「長期履修学生」という。)は、就業環境等の変動又はやむを得ない事情がある場合、許可を得て長期履修を取りやめることができる。ただし、修業年限を超えて在学する者を除く。

(申請手続等)

第6条 長期履修を申請する者は、次の各号に掲げる書類を当該学府長又は連合農学研究科長(以下「学府長等」という。)を経由して学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修申請書(別紙様式第1号)
- (2) 在職が確認できる書類
- (3) その他学府長等が必要と認めた書類

2 長期履修学生が、短縮を申請する場合、次の各号に掲げる書類を学府長等を経由して学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修短縮申請書(別紙様式第2号)

(2) その他学府長等が必要と認めた書類

3 長期履修学生が、長期履修の取りやめを申請する場合は、学府長等を経由して学長に長期履修取りやめ申請書(別紙様式第3号)を提出しなければならない。

(許可)

第7条 前条第1項から第3項の申請に基づく許可は、当該学府又は連合農学研究科の教授会の議を経て学長が行い、当該学生に許可書(別紙様式第4号から第6号)を交付するものとする。

(授業料)

第8条 長期履修学生の授業料の額は、国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程に定めるところによる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

長期履修申請書

東京農工大学長 殿

下記により長期履修を希望しますので、必要書類を添えて申請します。

記

学府名等	学府・研究科		専攻
ふりがな 氏名	印	受験番号 又は学籍 番号	
住所	〒	TEL	
		E-mail	
勤務先		職種	
勤務先住所等	〒		
	TEL		
希望する長期履修 の期間等	標準修業年限 年 希望する長期履修の期間 年 長期履修期間開始(予定)までの在学期間 年 年 月(履修開始)から 年間(ただし、休学期間は除く。)		
長期履修を希望 する理由等			
指導教員所見(申請 者は記入しないで下 さい。)			

□長期履修期間の短縮又は長期履修の取りやめをした場合であっても3年(共同獣医学専攻にあつては4年)を超えて、在籍した場合は、授業料の年額に3を乗じた額(共同獣医学専攻にあつては4を乗じた額)を最終年次までに支払うこと及び退職した場合等、

就業環境に変更があった際は、速やかに教務担当窓口へ報告し長期履修の扱いについて協議することに同意のうえ申請します。（□枠に✓をする。）

※勤務先が変更になった場合には、教務担当窓口まで連絡してください。

東京農工大学長 殿

長期履修短縮申請書

下記により長期履修の短縮を希望しますので、必要書類を添えて申請します。

記

学府名等	学府・研究科		専攻
ふりがな 氏名	印	学籍番号	
住所	〒	TEL	
		E-mail	
勤務先		職種	
勤務先住所等	〒 TEL		
現在の長期履修の期間	年 月 ～ 年 月 (年間)		
短縮後の長期履修の期間	年 月 から 年間 (ただし、休学期間は除く。)		
長期履修の短縮を希望する理由及び変更後の履修計画			
指導教員所見(申請者は記入しないで下さい。)			

※勤務先が変更になった場合には、教務担当窓口まで連絡してください。

東京農工大学長 殿

長期履修取りやめ申請書

下記により長期履修の取りやめを希望しますので、必要書類を添えて申請します。

記

学府名等	学府・研究科		専攻
ふりがな 氏 名	印	学籍番号	
住所	〒	TEL	
		E-mail	
勤務先		職種	
勤務先住所等	〒 TEL		
現在の長期履修 の期間	年 月 ~ 年 月(年間)		
長期履修取りやめによる 入学年度からの 本来の標準修業年限 ※1	年 月 ~ 年 月(年間)		
長期履修の辞退を希望する理由及び辞退後の履修計画			
指導教員所見(申請者は記入しないで下さい。)			

※1. 「標準修業年限」は、学則第54条に規定する標準修業年限をいう。

※2. 勤務先が変更になった場合には、教務担当窓口まで連絡してください。

別紙様式第4号(第7条関係)

年 月 日

殿

東京農工大学長
(法人印省略)

長期履修申請許可書

年 月 日付けで申請がありました長期履修について、次のとおり許可します。

記

期間 年 月から 年間(ただし、休学期間は除く。)

別紙様式第5号(第7条関係)

年 月 日

殿

東京農工大学長
(法人印省略)

長期履修短縮許可書

年 月 日付けで申請がありました長期履修の短縮について、次のとおり許可します。

記

短縮後の長期履修期間 年 月から 年間(ただし、休学期間は除く。)

別紙様式第6号(第7条関係)

年 月 日

殿

東京農工大学長
(法人印省略)

長期履修取りやめ許可書

年 月 日付けで申請がありました長期履修の取りやめについて、許可します。